

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う市営住宅の一時使用許可取扱要領  
(裾野市)

(平成 30 年 7 月 10 日建設部長決裁)

平成 30 年台風第 7 号及び前線等によって住宅を失った被災者等に対し、緊急に住宅を確保する必要がある場合、市営住宅を一時的に使用許可することについて、「平成 30 年(2018 年)台風 7 号及び前線等に伴う公営住宅等への入居の取扱いについて」(平成 30 年 7 月 8 日、国土交通省住宅局住宅総合整備課長)に基づき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 4 第 7 項に基づく目的外使用許可として下記のとおり取り扱うものとする。

1 対象者

対象者は、平成 30 年台風第 7 号及び前線等によって住宅を失った者(以下「被災者等」という。)とし、収入基準等の入居者資格要件は問わないものとする。

2 期間

使用許可期間は、原則として 1 年以内とする。ただし、やむを得ない理由により許可期間の延長の申し出があった場合には、被災者等の事情に応じて、必要な期間を延長できるものとする。

また、市営住宅の入居者資格を有する者については、当該被災者等の実情に応じ、使用期間中に公募により入居できるよう配慮するものとする。

3 使用料

生活再建に多額の費用を要することから、最初の 1 年間の使用料は免除する。使用許可期間を延長した場合、当該期間の使用料については、必要に応じ減免できるものとする。

敷金相当分については徴収しない。

4 受入れ住宅

市が指定する団地の住宅とする。また、住宅は現状使用とし、入居にあたって特別に修繕は行わないものとする。

5 許可手続

使用許可に当たっては、市営住宅一時使用許可申請書(大規模災害用)(別紙 1)、罹災証明書及び誓約書(別紙 2)を提出させ、市は市営住宅一時使用許可書(別紙 3)を交付する。また、やむを得ない理由により許可期間を延長する場合には、市営住宅一時使用期間延長申請書(別紙 4)を提出させ、市は市営住宅一時使用期間延長許可書(別紙 5)を交付する。使用料の減免を受ける場合には、減免申請書(別紙 6)を提出し、市は減免通知書(別紙 7)を交付する。

6 その他

連帯保証人は不要とする。

附 則

この取扱いは、平成 30 年 7 月 10 日から施行する。